

(別紙)

1. 作物残留に係る登録保留基準値

新規設定分 2 農薬

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
チアジニル(殺菌剤)	米	1 ppm
プロヒドロジャスマン(植物成長調整剤)	第二大粒果実類	0.1 ppm

の農薬については水質汚濁に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

変更・追加分 8 農薬【下線が変更分】

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
4-クロルフェノキシ酢酸(植物成長調整剤)	<u>第一大粒果実類</u> <u>第二果菜類</u>	0.1 ppm 0.1 ppm
ジチアノン(殺菌剤)	みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第一葉菜類 <u>第二葉菜類</u> <u>根・茎類</u>	0.5 ppm 5 ppm 0.2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm
ホスチアゼート(殺虫剤)	<u>第一大粒果実類</u> 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 第二葉菜類 根・茎類 鱗茎類 いも類 大豆以外の豆類	0.5 ppm 0.05 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 0.05 ppm 0.03 ppm 0.02 ppm
テブコナゾール(殺菌剤)	<u>第二大粒果実類</u> <u>第二葉菜類</u> てんさい 茶	1 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 2.5 ppm
カズサホス(殺線虫剤)	第一大粒果実類 第二果菜類 だいこん類の葉 根・茎類 <u>にんにく</u> いも類	0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm
メトキシフェノジド(殺虫剤)	米 <u>第二大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u> <u>第一果菜類</u> <u>第二果菜類</u>	0.1 ppm 2 ppm 2 ppm 5 ppm 2 ppm

	第一葉菜類 第二葉菜類 大豆 てんさい 茶	1 p p m 1 0 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 2 0 p p m
トルフェンピラド（殺虫剤）	みかん みかん以外のかんきつ類 すいか 日本なし 西洋なし 第二果菜類 第一葉菜類 だいこん類の葉 だいこん類の根 茶	0 . 2 p p m 3 p p m 0 . 1 p p m 2 p p m 2 p p m 2 p p m 0 . 5 p p m 1 0 p p m 0 . 2 p p m 1 5 p p m
クロチアニジン（殺虫剤）	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第二葉菜類 根・茎類 いも類 てんさい 茶	0 . 5 p p m 1 p p m 2 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 5 p p m 2 p p m 5 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 5 0 p p m

以上のいずれの基準値の設定、変更・追加のケースにおいても、国民の平均的な食品摂取を前提とすると、作物残留基準値未満の農薬残留量であれば、国民の農薬摂取量は各農薬のADI（一日許容摂取量）の範囲内となる。

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値

新規設定分 1 農薬

農薬の成分	用途	基準値
チアジニル	殺菌剤	1 mg / l

：作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。